

はじめにお読みください

**令和7年度 市民税・県民税の申告書の提出は、
3月17日までに原則、郵送でお願いいたします**

令和7年度市民税・県民税の申告書を送付します。

市内各所での出張受け付けは行いません。
申告書の郵送での提出にご協力ください。

なお、今回送付した申告書は、昨年度市民税・県民税の申告書を提出された方に送付しています。

各種控除の変更のほか、保育料の算定や健康保険税(料)の決定、公営住宅の入居のために課税証明書の取得が必要等で、収入がなくても申告された方や、年度の途中に扶養控除の修正等のために申告された方も含みます。

今年度上記のような事由がない方は申告書を提出する必要はありません。

【 申告書の書き方が分からない場合 】

下記の書類を郵送いただくことで、添付資料を基に、職員が申告書を作成します。

- ・ 令和7年度市民税・県民税申告書
 - ・ 申告書作成提出依頼書（この書類の裏面）
 - ・ 源泉徴収票 または その写し
 - ・ 控除を受けるための支払い証明書 など申告に必要な添付資料
- （ ※必要な添付書類の詳細は裏面の「申告書作成提出依頼書」を確認してください。 ）

なお、伊丹市役所2階の市民税課でも受け付けは行っていますが、混雑回避のため、記入済みの申告書の受け付け、「申告書作成提出依頼書」の記入と「添付資料」の受け取りのみの対応となります。